

医療埼玉協議会（医彩会）規約

- 1) 本会は医療埼玉協議会（医彩会）の名称にて
「地域医療に貢献と参加企業の発展及び会員相互の親睦」を図ることを目的とする
- 2) 会費について
 - ①年度：1月～12月
 - ②入会金：10,000円
 - ③正会員：12,000円／年（ホームページ維持費5,000円含む）
但し途中退会の返金は無し。また7月～12月入会の新規会員の年間費は6,000円とする
また年会費の支払いがないまま退会する場合は除名扱いとする
- 3) 運営について
 - ①医彩会の開催（定例会議・情報交換会・部会）は月一回とする（原則・毎月第2金曜日）
 - ②会員企業は企業倫理・業界ルールを遵守する
 - ③会員は異業種を尊重し、自らの知識の向上に努める
 - ④企業活動は医彩会（医療埼玉協議会）に拘束されない
 - ⑤会員企業間の問題発生時は役員に速やかに報告する
 - ⑥役員は問題の解決にあたる
- 4) 退会・除名について
 - ①会費の未納
 - ②定例会の長期欠席
 - ③医彩会（医療埼玉協議会）に著しく迷惑を及ぼしたとき
- 5) 入会・退会・除名については定例会議にて決定する
 - ①本会への入会希望者は正会員2名の推薦を得た上、当会の定める入会申込書にて
申込を行い、理事会の承認を得なければならない。
 - ②なお、入会金および年会費の支払をもって正会員とする。
- 6) 褒賞について
 - ①10年以上に亘り特に会の運営に貢献した会員企業には、理事会の承認をもって褒賞を
与えることとする。なお褒章の内容については、都度理事会にて協議の上決定する。
 - ②併せて①に該当する会員が退会した場合、特別会員として引き続き会に参加することが
出来ることとする。